

ISHIDA まちづくり ニュース

第72号(平成22年6月) (株)石田技術コンサルタンツ

社会資本総合整備計画への対応

「計画等提出・交付申請に関するQ & A」より

国土交通省が公表した「社会資本整備総合交付金交付要綱」にあわせて、「社会資本整備総合交付金の計画等提出・交付申請に関するQ & A」も掲載されています。

同Q & Aの内容を確認し、平成23年度の社会資本総合整備計画の策定と手続きの内容および望まれる対応方法を整理します。

社会資本総合整備計画の効果的活用について

1. 経過措置を受けて、既に内定通知を受けた継続事業について

- ・新規に作成する社会資本総合整備計画に位置づけることは可能。
- ・既に内定通知を受けた国費について、整備計画の範囲内で他の事業への流用やソフト事業（効果促進事業）への充当が可能になるため、積極的に整備計画を策定することを奨励。

2. 平成23年度予算に向けた取り組みについて

- ・特定計画の変更を含み、平成23年度に対応した社会資本総合整備計画の提出時期は7月頃を予定。
- ・平成22年度予算限りの経過措置を受けた継続事業については、平成23年度も事業を続ける場合には、必ず整備計画の作成・提出が必要。

3. 「特定計画」の扱いについて

- ・「特定計画」については、当該計画の計画期間の間は、そのまま継続することが可能。
- ・ただし、従来の交付金事業(まちづくり交付金など)を除くと、ソフト事業等が組み込まれていないなど、交付金制度のメリットを十分に享受できない枠組みなので、新たな整備計画に組み替えることを奨励。

※詳細は、国土交通省ホームページでご確認下さい。

国土交通省資料：各種手続きの一覧

	事前評価	事後評価 (中間評価)	実施に関する 計画等の提出	交付申請の様 式
経過措置の事業 (特定計画以外)	×不要	×不要 ※ただし、22 年度中に 整備計画への組み込 みが必要	×不要 ※ただし、地域活力 基盤創造計画に基 づく事業は従前ど おり必要	従前の方法に 準ずる ※申請書の一 枚目に「社会 資本整備総 合交付金交 付申請書」(参 考様式1)
特定計画 (～ 3/31 提出分)	×不要	○必要		
特定計画 (4/1 ～変更)	×不要	○必要	○必要	新交付金制度 による
特定計画から 整備計画への 組替え	○必要	○必要	○必要	新交付金制度 による
整備計画 (特定計画の新 規作成を含む)	○必要	○必要	○必要	新交付金制度 による

■平成22年度の経過措置の事業をそのまま継続する以外の場合は、平成23年度以降は、原則として整備計画(社会資本総合整備計画)の策定・提出が必要です。

■特に、事後評価は、平成23年度以降は、すべての対応パターンで必要になります。

当社は、平成16年度から重点的かつ集中的に実施してきた「まちづくり交付金」関連の技術支援の実績とノウハウをいかして、戦略的で事業効果の高い(事業効果の分かりやすい)整備計画策定を総合的に支援致します。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当
TEL ; 0568-73-1085
FAX ; 0568-73-1099
e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、
「頼れる！まちづくりのパートナー」としての
「コミュニティ・コンサルタント」
を目指しています。

